

答申第 809 号

諮問第 1333 号

件名：就学指導委員会議事録及び配付された文書等の不開示（不存在）決定等に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が、別表 1 の 1 欄に掲げる文書について、不存在を理由として不開示としたこと及び別表 2 の 1 欄に掲げる文書の開示請求に対し、同表の 2 欄に掲げる行政文書を特定して開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 21 年 9 月 8 日、平成 22 年 2 月 5 日、同年 4 月 7 日、平成 23 年 7 月 1 日及び平成 24 年 3 月 8 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、県教育委員会が平成 21 年 10 月 22 日付けで行った開示決定並びに平成 22 年 2 月 19 日、同年 4 月 21 日、平成 23 年 7 月 15 日及び平成 24 年 5 月 1 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、次のとおりである。

ア 別表 1 に係る不開示（不存在）決定について

開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

イ 別表 2 に係る開示決定について

開示請求に係わる行政文書の全部を対象として、開示決定をしていない。

3 本件異議申立ての併合について

異議申立人は、1 件の開示決定及び 4 件の不開示決定に対し、それぞれ異議申立てを提起しているが、いずれの異議申立ても、請求内容が同一又は類似しており、相互に関連性が深いものである。

そこで、実施機関は、平成 21 年 10 月 22 日付けの開示決定に係る異議申立て（諮問第 1017 号）、平成 22 年 2 月 19 日付けの不開示決定に係る異議申立て（諮問第 1042 号）及び同年 4 月 21 日付けの不開示決定に係る異議申立

て（諮問第 1074 号）を平成 23 年 7 月 15 日及び平成 24 年 5 月 1 日付けの不
開示決定に係る異議申立てに併合した（諮問第 1333 号）。

4 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により、別表 1 の 1 欄に掲げる文書を作成又
は取得しておらず不存在であるので不開示とし、及び別表 2 の 2 欄に掲げる
行政文書を特定して開示としたというものである。

(1) 別表 1 に係る文書を開示しないこととした理由

ア 請求対象文書について

(ア) 別表 1 の分類 1（以下「分類 1」という。同表の分類 2 以下も同様 とする。）について

分類 1 に係る開示請求書は、県教育委員会尾張教育事務所（以下
「尾張教育事務所」という。）に提出され、その上段に「H20 年度、
H21 年度 指導第 1 グループ分」と記載されていることから、分類 1
の請求項目④に係る請求対象文書は、尾張教育事務所指導第一課指導
第一グループ（以下「指導第一グループ」という。）が管理する、平
成 20 年 4 月 1 日から、分類 1 に係る開示請求がなされた平成 22 年 2
月 5 日までの文書のうち、尾張教育事務所及び市町村教育委員会の就
学指導委員会の議事録及び当該委員会において配付された文書と解し
た。

また、分類 1 の請求項目⑥に係る請求対象文書は、指導第一グルー
プが管理する、平成 20 年 4 月 1 日から平成 22 年 2 月 5 日までの文書
のうち、校内各種委員会の記録と解した。

(イ) 分類 2 の請求項目 17 から 19 までについて

分類 2 に係る開示請求書の冒頭には、「一宮東養護学校 H21 年度」
と記載されている。よって、分類 2 の請求項目 17 から 19 までに係る
請求対象文書は、愛知県立一宮東養護学校（以下「一宮東養護学校」
という。）が管理する文書のうち、平成 21 年度の肢体不自由、聴覚障
害及び視覚障害に関する復命書と解した。

(ロ) 分類 2 の請求項目 31、46、57、62、66、73、77 及び 79 から 82 ま でについて

分類 2 に係る開示請求書の冒頭には、「一宮東養護学校 H21 年度」
と記載されている。よって、分類 2 の請求項目 31、46、57、62、66、
73、77 及び 79 から 82 までに係る請求対象文書は、一宮東養護学校が
管理する平成 21 年度の文書のうち、職員会議で配付された文書で、
職員会議で配付された文書の枚数が分かるもの並びに時間割、冬休み、
療育手帳、自立支援協議会、学校訪問、旅費、メンタルヘルス、忘年
会、離任式及び卒業式に関するものが記載された文書であると解した。

(エ) 分類 3 について

分類 3 に係る開示請求書には、その冒頭と最後に、それぞれ「三好養護学校分」及び「H22 年度」と記載されている。また請求内容には、「(学校経営に記載のあるものに限る)」という記載があることから分類 3 に係る請求対象文書は、愛知県立三好養護学校（以下「三好養護学校」という。）が管理する平成 22 年度の文書のうち、職員会議、校内各種委員会、部会等の中で、学校経営案に記載されている校内就学指導委員会、生活指導委員会、いじめ・不登校対策委員会、防災委員会、行事検討委員会及び部活動運営委員会において配付された文書並びに職員会議の議事録であると解した。

なお、職員会議において配付された文書並びに校内就学指導委員会、生活指導委員会、いじめ・不登校対策委員会、防災委員会、行事検討委員会及び部活動運営委員会を除いた学校経営案に記載されている校内各種委員会、部会等において配付された文書については、平成 23 年 7 月 15 日付け 23 三好養第 1142 号及び同日付け 23 三好養第 1143 号により、別途開示決定及び一部開示決定を行っている。

(オ) 分類 4 について

分類 4 に係る開示請求書は、愛知県立豊田高等養護学校（以下「豊田高等養護学校」という。）に提出されたものであり、その最後に「H23 年度」と記載されていることから、分類 4 に係る請求対象文書は、豊田高等養護学校が管理する平成 23 年 4 月 1 日から、分類 4 に係る開示請求がなされた平成 24 年 3 月 8 日までの文書のうち、学校行事検討委員会及び給食委員会で配付された文書及び議事録と解した。

なお、学校行事検討委員会及び給食委員会を除いた校内各種委員会、部会等において配付された文書及び議事録については、平成 24 年 5 月 1 日付け 24 豊高養第 1035 号、同日付け 24 豊高養第 1036 号及び同日付け 24 豊高養第 1037 号により、それぞれ不開示決定、一部開示決定及び開示決定を行っている。

イ 請求対象文書の存否について

(ア) 分類 1 の請求項目④について

就学指導委員会とは、「障害のある児童生徒の就学について」（平成 14 年 5 月 27 日付け 14 文科初第 291 号文部科学省初等中等教育局長通知）における「市町村教育委員会は、適切な就学指導を行うため、専門家の意見を聞くことが必要となるが、障害の種類、程度等に応じて教育学、医学、心理学等の観点から総合的な判断を行うため、適切な就学指導のための調査・審議機関（就学指導委員会）を設置することが重要である。」との記載を受けて、市町村教育委員会ごとに設置されているものであるが、当該委員会に尾張教育事務所の職員は出席し

ていない。

また、県教育委員会においては、各市町村就学指導委員会を助言する組織として、愛知県就学指導委員会が県教育委員会学習教育部特別支援教育課（以下「特別支援教育課」という。）に設置されているが、尾張教育事務所には設置されていない。

さらに、愛知県内の市町村立小中学校（以下単に「市町村立小中学校」という。）及び愛知県立特別支援学校（以下「県立特別支援学校」という。）においては、就学先の変更等のため、市町村教育委員会の就学指導委員会において調査・審議の対象となる幼児児童生徒について審議するため、市町村立小中学校長及び県立特別支援学校長が必要と判断すれば、その都度、校内就学指導委員会を開催しているが、いずれの委員会にも、尾張教育事務所の職員は出席していない。

また、指導第一グループは、愛知県就学指導委員会、各市町村教育委員会や市町村立小中学校及び県立特別支援学校に対して、当該グループの職員が出席しない委員会に係る文書の提出を求める必要はないことから、各種就学指導委員会で配付される文書及び議事録を作成又は取得していない。

念のため、指導第一グループにおいて、各種就学指導委員会に係る文書を探索したが、やはり存在しなかった。

- (イ) 分類 1 の請求項目⑥、分類 2 の請求項目 31、46、57、62、66、73、77 及び 79 から 82 まで、分類 3 並びに分類 4 について

愛知県立学校管理規則（昭和 32 年愛知県教育委員会規則第 9 号）第 13 条第 1 項には、「校長は、校務分掌に関する組織を定め、所属職員に分掌を命じ、校務を処理しなければならない。」と規定されていることから、校内委員会及び部会については、各県立学校長独自の判断で開催されるものであり、各学校の実情によって差異はあるが、校務分掌並びに幼稚部、小学部、中学部及び高等部ごとに部会が開かれる。

また、同規則第 13 条の 2 第 1 項では「学校に、校長の職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置く。」と規定しており、職員会議は同条第 2 項に基づき、校長が招集して開催し、学校行事の計画や校務分掌等に関して提案される各種議題を全校職員で協議する会議であり、その協議題の資料や連絡事項に係る資料が配付される。学校の実情によって異なるが、県立特別支援学校では、月に 1、2 回程度の割合で開催されることが多い。

以上のことから、職員会議並びに校内委員会及び部会（以下「職員会議等」という。）の開催については、校長が独自の判断で行うものであることから、各学校の実情に応じて、柔軟な対応を行っている。

例えば、分類 2 に係る請求対象所属のように離任式、卒業式など事前の協議、打合せ等が必要な案件について、職員会議ではなく、校内での委員会や部会などで取り上げられたり、分類 3 及び 4 に係る請求対象所属のように学校行事に関する校内委員会等をそもそも開催しなかったりと、各校の学校運営は、多種多様である。

また、県立学校で開催される職員会議等の配付資料又は議事録は、各県立学校が作成するものであることから、分類 1 の請求項目⑥の請求対象所属である尾張教育事務所が職員会議等の配付資料として文書を作成することはない。また、職員会議等は各県立学校独自の校務の処理のために開催されるものであることから、尾張教育事務所がその内容を逐一把握する必要はないため、尾張教育事務所は、各県立学校に提出を求めている。

念のため、別表 1 の 4 欄に記載の請求対象所属において、分類 1 の請求項目⑥、分類 2 の請求項目 31、46、57、62、66、73、77 及び 79 から 82 まで、分類 3 並びに分類 4 に係る請求対象文書を探索したが、やはりいずれも存在しなかった。

(ウ) 分類 2 の請求項目 17 から 19 までについて

愛知県立学校職員服務規程（平成 19 年愛知県教育委員会訓令第 6 号。以下「服務規程」という。）第 21 条第 3 項において、「出張を命ぜられた職員は、帰校したときは、速やかに復命書…を作り、校長に提出しなければならない。ただし、軽易な事項については、口頭で復命することができる。」と規定されている。

一宮東養護学校においては、家庭訪問、研修会など繰り返し同種の出張が行われるなど軽易な内容の出張の場合は、口頭で復命を行っており、文書化することまでは行っていない。

念のため、一宮東養護学校において、分類 2 の請求項目 17 から 19 までに係る請求対象文書を探索したところ、やはり存在しなかった。

(エ) 以上のことから、別表 1 の 4 欄に掲げる請求対象所属は、同表の 1 欄に掲げる文書を、いずれも作成又は取得しておらず、開示請求に係る行政文書を管理していないため、条例第 11 条第 2 項に基づき、不開示（不存在）決定を行ったものである。

(2) 別表 2 の 2 欄に掲げる行政文書を開示することとした理由

ア 請求対象文書について

(イ) 別表 2 の分類 5（以下「分類 5」という。）の請求項目①について

別表 2 に係る開示請求書の冒頭には「みあい養護学校分 H21 年度」と記載されていることから、分類 5 の請求項目①に係る請求対象文書は、愛知県立みあい養護学校（以下「みあい養護学校」という。）が管理する平成 21 年 4 月 1 日から、同表に係る開示請求がなさ

れた同年 9 月 8 日までの職員会議において配付された文書及び議事録と解した。

なお、職員会議配付資料（第 2 回）並びに職員会議録及び配付資料（第 4 回）を除いた職員会議録及び配付資料については、平成 21 年 10 月 22 日付け 21 み養第 30 号により、別途一部開示決定を行っている。

(イ) 分類 5 の請求項目③について

分類 5 の請求項目③に係る請求対象文書は、分類 5 の請求項目①と同じ開示請求書による請求であることから、みあい養護学校が管理する平成 21 年 4 月 1 日から、別表 2 に係る開示請求がなされた同年 9 月 8 日までの文書のうち、平成 21 年度にみあい養護学校が新任教員に対して実施した研修の内容が分かる文書と解した。

イ 別表 2 の 2 欄に掲げる行政文書を特定した理由

(ア) 分類 5 の請求項目①について

異議申立人からの行政文書開示請求を受け、平成 21 年 4 月 1 日から、開示請求がなされた同年 9 月 8 日までの間に開催された職員会議において、配付された文書及び議事録を探索したところ、分類 5 の請求項目①の 2 欄に掲げる行政文書を特定し、開示決定を行った。

なお、職員会議の開催については、前記(1)イ(イ)で述べたとおり、校長の判断で柔軟な対応がなされており、例えば、離任式、卒業式など事前の協議、打合せ等が必要な案件についても、学校の実情に応じて、校内での委員会や部会などで取り上げられた場合は、職員会議で取り上げられることはない。

また、職員会議配付資料（第 2 回）並びに職員会議録及び配付資料（第 4 回）を除いた職員会議録及び配付資料については、前記ア(ア)で述べたとおり別途一部開示決定を行っているため、分類 5 の請求項目①に係る開示請求においては特定していない。

(イ) 分類 5 の請求項目③について

新任教員に対して行う研修としては、初任者研修があり、教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 23 条の規定に基づき、現職研修の一環として、実践的指導力と使命感を養うとともに幅広い知見を得させることを目的として 1 年間の研修を行っている。

県教育委員会においては、初任者研修実施要項（以下「要項」という。）を定め、校長は要項により、教職員組織や校区の状況等学校の実情に配慮し、指導教員等の参画を得て、初任者に対する研修を行っている。

実施場所については、新規採用教員が所属する学校、愛知県総合教育センター（以下「総合教育センター」という。）等があり、新規採

用教員の所属する学校で実施されるものを校内研修、総合教育センター等で実施されるものを校外研修という。

校内研修は、各初任者が、それぞれの項目を担当する指導教員から研修を受けているが、その際に担当教員が資料を作成するかどうかは、担当教員の判断で行っていることから、研修内容によって指導教員が作成しなかったものもある。例えば、校内にある既存の書類や記録の閲覧、他の教員の業務及び実際の教室環境や生徒児童の状況の観察等を中心に研修が行われたり、参加・体験等の実務を通して研修が行われたり、総合教育センターにおいて初任者研修をするために配付された「新しく先生となるみなさんへ」や、総合教育センターにおいて初任者研修をするために配付された「教員研修の手引き 幼稚園、小・中学校」及び「教員研修の手引き 県立学校」を使用し、これに要点が記載されているため、他に資料を作成する必要はなかったりするなどして、当該研修固有の資料等が存在しないもの等である。

なお、別表 2 に係る開示請求書に記載された請求内容のうち、平成 21 年度のみあい養護学校の新任教員が校外研修、実習で入手した文書及び報告書については、平成 21 年 9 月 18 日付け 21 み養第 16 号の決定期間特例通知書を通知し、別途開示決定等の準備を行っていたが、同年 11 月 11 日付けで、異議申立人が開示請求を取り下げたため、開示決定は行っていない。

また、指導教員は初任者研修が終了した後に、初任者に対する指導内容や、指導教員等の所感を記載する初任者研修（校内研修）前期・後期指導者報告書を作成するが、別表 2 に係る開示請求が行われた平成 21 年 9 月 8 日時点では、平成 21 年度の初任者研修は前期も含めて終了していなかったため、初任者研修（校内研修）前期・後期指導者報告書については、いずれも作成していなかった。

念のため、みあい養護学校において、初任者研修の結果等の報告書を探索したが、別表 2 に係る開示請求時にはそのような文書は存在しなかった。

よって、分類 5 の請求項目③の 2 欄に掲げる行政文書を特定し、開示決定を行った。

ウ 異議申立人は、別表 2 に係る異議申立書において「開示請求に係わる行政文書の全部を対象として、開示決定をしていない」と主張しているが、既に記載したとおり、同表に係る開示請求に対して、全ての文書を特定し、同表の 2 欄に掲げる行政文書の他に、請求内容に相当する文書はないため、対象行政文書の特定において誤りはない。

5 審査会の判断

(1) 別表 1 に係る不開示（不存在）決定について

ア 判断に当たっての基本的考え方

条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び異議申立人のそれぞれの主張から、別表 1 の 1 欄に掲げる文書の存否について、以下判断するものである。

イ 別表 1 の 1 欄に掲げる文書について

別表 1 の 1 欄に掲げる文書の特定については、実施機関が作成した不開示理由等説明書に記載されており、当審査会において、当該不開示理由等説明書を異議申立人に送付して意見を求めたところ、異議申立人から意見はなく、意見陳述の機会を設ける旨の通知に対しても回答はなかった。

したがって、当審査会においては、実施機関が行った文書の特定には、誤りがないものとして以下検討する。

ウ 別表 1 の 1 欄に掲げる文書の存否について

(ア) 分類 1 の請求項目④について

実施機関によると、平成 20 年 4 月 1 日から分類 1 に係る開示請求のあった平成 22 年 2 月 5 日までの間において、市町村教育委員会に設置されている各市町村就学指導委員会に尾張教育事務所の職員は出席していないとのことである。

また、県教育委員会において、各市町村就学指導委員会を助言する組織として愛知県就学指導委員会が特別支援教育課に設置されているが、尾張教育事務所には設置されていないとのことである。さらに、市町村立小中学校及び県立特別支援学校において、各校長が必要と判断すれば、その都度、校内就学指導委員会を開催しているが、いずれの就学指導委員会にも、平成 20 年 4 月 1 日から分類 1 に係る開示請求のあった平成 22 年 2 月 5 日までの間において、尾張教育事務所の職員は出席していないとのことである。

また、指導第一グループは、愛知県就学指導委員会等に対して、指導第一グループの職員が出席しない就学指導委員会に係る文書の提出を求める必要はないとのことである。

以上のことからすれば、分類 1 の請求項目④に係る請求対象文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(イ) 分類 1 の請求項目⑥について

実施機関によると、県立学校で開催される校内委員会の配付資料又

は議事録は、各県立学校が作成するものであることから、尾張教育事務所が校内委員会の配付資料として文書を作成することはないとのことである。また、校内委員会は各県立学校独自の校務の処理のために開催されるものであることから、尾張教育事務所においては、その内容を逐一把握する必要はないため、各県立学校に提出を求めているとのことである。

実施機関によれば、校内委員会は校務分掌等ごとに関われるとのことであり、学校内部の会議であると解されることからすれば、配付資料や会議録は、通常学校が作成するものと解される。

したがって、尾張教育事務所において、各県立学校で開催される校内委員会の配付資料又は議事録を作成することがなく、校内委員会の配付資料や会議録の提出を求めておらず、分類 1 の請求項目⑥に係る請求対象文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

- (ウ) 分類 2 の請求項目 31、46、57、62、66、73、77 及び 79 から 82 まで、分類 3 並びに分類 4 について

実施機関によると、職員会議等の開催については、校長が独自の判断で行っており、事前の協議、打合せ等が必要な案件について職員会議ではなく校内での委員会や部会などで取り上げたり、学校行事に関する校内委員会等を開催しなかったりする等、各校の学校運営は多種多様であり、各学校の実情に応じて柔軟な対応を行っているとのことである。

職員会議は、愛知県立学校管理規則第 13 条の 2 第 2 項によれば、校長が招集し、その運営を管理することとされている学校内部の会議である。また、実施機関によると、校内委員会や部会は校務分掌等ごとに関われるとのことであり、これらも学校内部の会議であると解される。

職員会議等が学校内部の会議であって、校長がその開催等について判断しているのであれば、一宮東養護学校において分類 2 の請求項目 31、46、57、62、66、73、77 及び 79 から 82 までに係る請求対象文書を、三好養護学校において分類 3 に係る請求対象文書を、豊田高等養護学校において分類 4 に係る請求対象文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

- (エ) 分類 2 の請求項目 17 から 19 までについて

実施機関によると、一宮東養護学校においては、家庭訪問、研修会等といった繰り返し同種の出張が行われるなどの軽易な内容の出張の場合は、口頭で復命を行っており、文書化していないとのことである。

服務規程第 21 条第 3 項に「出張を命ぜられた職員は、帰校したときは、速やかに復命書を作り、校長に提出しなければならない。」と規定されているものの、同項ただし書に「軽易な事項については、口頭で復命することができる。」と規定されていることからすれば、全ての出張について復命書を作成することは義務付けられておらず、復命書の作成については、出張した者が当該用務の軽重に応じ、個々に判断しているものと解される。よって、実施機関が説明するように軽易な内容の出張の場合に口頭で復命を行っていたとしても、服務規程に違反するものではなく、さらに、実施機関が分類 2 の請求項目 17 から 19 までに係る請求対象文書の探索も行っていることからすれば、当該文書が存在しないとする実施機関の説明を覆す特段の事情もうかがわれない。

以上のことから、分類 2 の請求項目 17 から 19 までに係る請求対象文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(オ) 以上のことから、別表 1 の 1 欄に掲げる文書を作成又は取得しておらず、不存在であるとしたことについての実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとまでは認められない。また、他に同欄に掲げる文書が存在するとうかがわれる事情も推認することはできない。

(3) 別表 2 に係る開示決定について

ア 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

そして、この目的を達成するためには、開示請求の対象となる行政文書が適切に特定されることが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、別表 2 の 1 欄に掲げる文書の開示請求に係る文書の特定について、以下判断するものである。

イ 別表 2 の 2 欄に掲げる行政文書について

別表 2 に係る開示請求の内容は、同表の 1 欄のとおりであり、実施機関は、前記 4(2)イで述べた理由により、同表の 2 欄に掲げる行政文書を特定したとのことである。

ウ 別表 2 の 2 欄に掲げる行政文書の特定について

(ア) 分類 5 の請求項目①について

当審査会が事務局職員をして実施機関に確認させたところ、平成 21

年 4 月 1 日から開示請求がなされた同年 9 月 8 日までの間に開催されたみあい養護学校の職員会議は 4 回のみであったとのことである。

また、当審査会において確認したところ、平成 21 年度の第 1 回分及び第 3 回分については、別途一部開示決定を行っていることが認められた。

さらに、分類 5 に係る開示決定通知書によれば、第 2 回分には会議録がなく、第 4 回分には会議録があるが、当審査会において、実施機関から提出された分類 5 の請求項目①の 2 欄に掲げる行政文書を見分したところ、いずれも職員会議の実施日時及び記録者が記載され、閲覧者の押印がされた用紙が配付資料に添付されており、その用紙に設けられた協議題目・協議内容の欄には、第 2 回職員会議にあつては、「別紙のとおり」とのみ記載され、第 4 回職員会議にあつては、職員会議で議題とされた内容が各議題ごとに記載されていることが認められた。

以上のことからすれば、分類 5 の請求項目①の開示請求について、分類 5 の請求項目①の 2 欄に掲げる行政文書を特定して開示としたとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。また、他に特定すべき文書の存在を推認させる事情もうかがわれない。

(イ) 分類 5 の請求項目③について

実施機関によると、新規採用教員に対して行う研修として、校内研修及び校外研修があるとのことである。

また、校内研修について、指導担当教員が資料を作成するか否かはその教員の判断で行っているとのことであり、資料を作成する必要がないなどとして、当該研修固有の資料が存在しないものもあるとのことである。

そして、分類 5 の請求項目③の 2 欄に掲げる拠点校方式初任者研修配付資料に関して、拠点校方式初任者研修とは、拠点となる学校に配置された指導教員が、初任者の学校に出向き、週に 1 日指導を行う方式の研修のことであり、平成 21 年度はみあい養護学校の初任者が校内において拠点校の指導教員の研修を受けていたとのことである。

さらに、分類 5 の請求項目③の 2 欄に掲げる行政文書を除いた平成 21 年度におけるみあい養護学校の新任教員が校外研修や実習で入手した文書及び報告書については、別途開示決定等の準備を行っていたが、異議申立人が開示請求を取り下げたとのことである。

以上のことからすれば、分類 5 の請求項目③の開示請求について、分類 5 の請求項目③の 2 欄に掲げる行政文書を特定して開示としたとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められ

ない。また、他に特定すべき文書の存在を推認させる事情もうかがわれない。

エ なお、異議申立人は、別表 2 に係る異議申立書において、全部の対象行政文書が特定されていないと主張しているが、その具体的な理由についての記載はない。さらに、実施機関が作成した不開示理由等説明書を異議申立人に送付して意見書の提出を求めたものの意見はなく、意見陳述の機会を設ける旨の通知に対しても回答はなかった。

オ 以上のことから、別表 2 の 1 欄に掲げる文書の開示請求に対し、実施機関が同表の 2 欄に掲げる行政文書を特定して開示としたことに誤りはないものと認められる。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表 1 (不開示 (不存在) 決定)

【分類 1】平成 22 年 2 月 5 日付け開示請求に係る異議申立て案件

1 開示請求の内容	2 不開示決定日	3 異議申立日	4 担当課等
H20 年度、H21 年度 指導第 1 グループ 分 ④就学指導委員会議事録及び配付された文書 (尾張教育事務所及び市町村教育委員会分) ⑥校内委員会記録	平成 22 年 2 月 19 日	平成 22 年 2 月 25 日	尾張教育事務所

【分類 2】平成 22 年 4 月 7 日付け開示請求に係る異議申立て案件

1 開示請求の内容	2 不開示決定日	3 異議申立日	4 担当課等
一宮東養護学校 H21 年度 17 教諭の復命書 (肢体不自由に関するもの) 18 教諭の復命書 (聴覚障害に関するもの) 19 教諭の復命書 (視覚障害に関するもの) 31 職員会で配布された文書の枚数のわかるもの 46 職員会議で配布された文書のうち、時間割に関するもの 57 職員会議で配布された文書のうち、冬休みに関するもの 62 職員会議で配布された文書のうち、療育手帳に関するもの 66 職員会議で配布された文書のうち、自立支援協議会に関するもの 73 職員会議で配布された文書のうち、学校訪問に関するもの 77 職員会議で配布された文書のうち、旅費に関するもの 79 職員会議で配布された文書のうち、メンタルヘルスに関するもの	平成 22 年 4 月 21 日	平成 22 年 4 月 26 日	一宮東養護学校

80 職員会議で配布された文書のうち、忘年会に関するもの			
81 職員会議で配布された文書のうち、離任式に関するもの			
82 職員会議で配布された文書のうち、卒業式に関するもの			

【分類 3】平成 23 年 7 月 1 日付け開示請求に係る異議申立て案件

1 開示請求の内容	2 不開示決定日	3 異議申立日	4 担当課等
三好養護学校分 職員会議で配布された文書及び議事録 校内各種委員会、部会等で配布された文書（学校経営に記載のあるものに限る）H22 年度	平成 23 年 7 月 15 日	平成 23 年 8 月 2 日	三好養護学校

【分類 4】平成 24 年 3 月 8 日付け開示請求に係る異議申立て案件

1 開示請求の内容	2 不開示決定日	3 異議申立日	4 担当課等
校内各種委員会部会等で配布された文書及び議事録 全部 H23 年度	平成 24 年 5 月 1 日	平成 24 年 5 月 15 日	豊田高等養護学校

別表 2 (開示決定)

【分類 5】平成 21 年 9 月 8 日付け開示請求に係る異議申立て案件

1 開示請求の内容	2 行政文書の名称	3 開示決定日	4 異議申立日	5 担当課等
みあい養護学校分 H21 年度 ①職員会議で配布された文書及び議事録 ③新任教員に対して実施した研修の内容がわかる文書	職員会議配付資料 (第 2 回) 職員会議録及び配付資料 (第 4 回) 校内初任者研修配付資料 ・初任者研修にあたって ・指導案の書き方 ・障害のある児童生徒の理解 ・教科指導の基礎技術 (1) (教材・教具の工夫①、教科指導の基礎技術①) ・集団指導と個別指導 ・教科指導の基礎技術 (2) ・障害のある児童生徒の理解 (2) ・家庭との連携 ・家庭との連携 2 (連絡帳を書く) ・「自立活動」区分と項目 ・個に応じた自立活動の指導 ・領域・教科を合わせた指導 ・学年・学級通信の作り方 ・給食指導の進め方 ・授業の実施について ・授業の進め方 ・初任者研修「校内組織の在り方」H21.5.15 ・H21 初任者研修講義 H21.5.19 ・若い先生たちへ ・心肺蘇生法講習会 (初任者研修) 2009.6.12 ・初任者研修「特別支援教育の在り方」H21.6.16 ・校内初任者研修資料「個別の支援計画・個別の指導計画の作成と活用」2009.6.19	平成 21 年 10 月 22 日	平成 21 年 11 月 2 日	みあい養護学校

- ・「学習の様子」（評価）の記述について 2009. 7. 9
- ・平成 21 年度初任者研修
平成 21 年 7 月 10 日
- ・(1)許可、認可等の行政処分
- ・「教育相談の進め方（いじめ、不登校）」H21. 9. 18
- ・資料の活用と著作権
2009. 9. 1
- ・一人一人が輝くための進路の話
- ・みあい養護学校進路指導の基本方針
- ・通知表の作成
- ・日常生活の指導
- ・生活単元学習
- ・「自立」とは何だろう
- ・領域・教科を合わせた指導について
- ・発達障害について
- ・学校における生徒指導のための共通実践事項
- ・「指導」と「支援」の使い方について
- ・家庭訪問について
2009. 7. 30

拠点校方式初任者研修配付資料

- ・初任者研修に当たって
- ・教科領域を合わせた指導
- ・行動観察による生徒の実態把握・理解について
- ・指導計画等
- ・特別支援学校小学部・中学部学習指導要領案新旧対照表（特別活動）
- ・特別支援学校小学部・中学部学習指導要領案新旧対照表（自立活動）、ねらい及び内容等
- ・社会奉仕体験研修手続きの仕方（初任者研修）
- ・特別な教育的支援の必要な子どもが落ち着いて取り組める教室の環境づくり

	・「総合的な学習の時間」Q&A ・自立活動の指導 ・ボウリングで 5 までの数の学習 ・心理検査の活用 ・実践研究の進め方・実践論文の書き方 ・特別支援学校初任者研修資料 2009/07/14			
--	---	--	--	--

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
22.11.30	諮問第 1017 号 諮問
22.12.27	諮問第 1042 号 諮問
23. 1.24	諮問第 1074 号 諮問
26.12.18	諮問第 1333 号 諮問（諮問第 1017 号、第 1042 号及び第 1074 号と併合）
27. 4.28	実施機関から不開示理由等説明書を受理
27. 5.21	異議申立人に実施機関からの不開示理由等説明書を送付
27. 12.22 (第 476 回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
28. 6.30 (第 492 回審査会)	審議
28. 9.23 (第 500 回審査会)	審議
28.11.24	答申